

# 市・県民税、所得税 申告相談のお知らせ

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

## 申告時の注意点

### ●扶養控除の見直しが行われました

- ①一般の扶養親族のうち、年齢が16歳未満の人に対する扶養控除が廃止されました。ただし、個人住民税の非課税限度額を計算する際の扶養親族には含まれますので、漏れなく申告してください。
- ②特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満)のうち、年齢が16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。

### ●確定申告書の様式が新しくなりました

右端に「平成23年分以降用」と書かれた申告書を使用してください。また、源泉徴収票や保険料控除関係証明書などの添付書類は、専用の添付書類台紙に貼ってください。

## 申告に必要なもの

- 印鑑 ●源泉徴収票の原本(年金、給与) ※確定申告書に添付しますので、必要な方は事前にコピーしてお持ちください。
- 収支内訳書(農業、営業、小作などの事業所得のある方)
- 支払調書(配当所得、一時所得、雑所得のある方)
- 控除を受けるための証明書など(医療費の領収書/生命保険料・地震保険料の証明書/国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付額証明書/国民年金の支払証明書など)
- 口座番号がわかるもの(所得税の還付申告をされる方)
- 税務署から確定申告書・お知らせハガキ等が届いた方はその書類

## 申告相談の会場・日程(土日を除く)

常設申告相談会場 受付：午前9時～正午/午後1時～4時

地区	会場	相談受付期間
両津	佐渡島開発総合センター 2階 会議室	2月16日(木) ～3月15日(木)
相川	相川支所 2階 第1応接室	
国中	アミューズメント佐渡 1階 はまなすホール	

臨時申告相談会場 受付：午前9時～正午/午後1時～4時

地区	会場	相談受付期間
新穂	トキのむら元気館 1階 第2・3会議室	2月16日(木) ～2月22日(水)
畑野	畑野行政サービスセンター 3階 大会議室	2月23日(木) ～2月29日(水)
真野	真野行政サービスセンター 3階 大会議室	3月1日(木) ～3月7日(水)
金井	市役所本庁 会議室棟 1階 第2会議室	3月8日(木) ～3月15日(木)
赤泊	赤泊総合文化会館 2階 第2会議室	2月16日(木) ～2月23日(木)
小木	小木地区公民館 1階 第2会議室	2月24日(金) ～3月2日(金)
羽茂	羽茂支所 3階 第2会議室	3月5日(月) ～3月15日(木)

※臨時申告相談会場は、受付期間外の申告相談は行いません。  
(3月15日までは、作成済みの申告書の提出は可能です)

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの(氏名のみ)の口座に限ります。

## 確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、納税額のほかに加算税が賦課される場合があります。

るほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。一年間の所得金額と税額を正しく計算し、申告と納税を行ってください。

## お問い合わせ

佐渡税務署 ☎74-3276

自動音声案内が流れますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

① 東日本大震災などの災害で被災された方のご相談、または所得税・消費税・

贈与税の確定申告に関するご相談や、申告書類に関するお問い合わせ(確定申告

電話相談センターへおつながります。)

① その他の税金のご相談(電話相談センターへおつながります。)

② 税務署からの照会やお尋ね、職員にご用の方(税務署の職員におつながります。)

※アミューズメント佐渡(佐渡中央文化会館)に、申告や納税等のお問い合わせをすることのないようお願いいたします。

## 東日本大震災により 被害を受けられた方へ

ご自身や扶養親族が所有する資産に被害を受けられた方は、確定申告により、所得税の軽減・免除を受けられる場合があります。詳しくは、佐渡税務署にお問い合わせください。